

東浦町指定ごみ袋取扱店に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、東浦町廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成8年東浦町条例第13号。以下「条例」という。）第2条第2項第3号に規定する指定袋（以下「指定ごみ袋」という。）を取り扱う東浦町指定ごみ袋取扱店（以下「取扱店」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(取扱業務の委託)

第2条 町長は、指定ごみ袋の取扱いに関する業務（以下「取扱業務」という。）を指定する取扱店に委託するものとする。

2 委託する業務のうち次条第1号の業務は地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第243条の2第1項の規定に、同条第2号の指定袋の交付に係る業務は東浦町廃棄物の処理及び清掃に関する規則（平成8年東浦町規則第8号）第7条第1項の規定に基づくものとする。

(取扱業務の内容)

第3条 取扱業務は、次に掲げるものとする。

- (1) 条例第14条第1項に基づき徴収する家庭系可燃ごみの収集、運搬及び処分に係る手数料（以下「ごみ処理手数料」という。）の収納
- (2) 指定ごみ袋の交付及び管理

(取扱店の条件)

第4条 取扱店の指定を受けることができる者は、次のいずれにも該当する者とする。

- (1) 小売業その他営利事業を行っている者
- (2) 町内又は町に隣接する市町に店舗を有する者
- (3) 東浦町暴力団排除条例（平成23年東浦町条例第16号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は当該暴力団若しくは当該暴力団員と密接な関係を有する者でない者
- (4) 町税等を滞納していない者

(取扱店の申請)

第5条 取扱店の指定を受けようとする者は、東浦町指定ごみ袋取扱店申請書（様式第1）に次に掲げる書類を添付して、町長に提出するものとする。

- (1) 店舗又は事務所の位置図
- (2) 納税証明書
- (3) 誓約書（様式第2）
- (4) その他町長が必要と認める書類

(取扱店の指定等)

第6条 町長は、前条の規定により申請書の提出があったときは、内容を審査し、取扱店として指定することが適当と認めるときは東浦町指定ごみ袋取扱店指定通知書（様式第3）により、適当ではないと認めるときは東浦町指定ごみ袋取扱店不指定通知書（様式第4）により申請者に通知するものとする。

2 前項の規定により指定の通知を受けた取扱店は、速やかに指定ごみ袋取扱業務委託契約を町長と締結するものとする。

3 町長は、前項の規定により指定ごみ袋取扱業務委託契約を締結したときは、法第243条の2第2項の規定により第3条第1号に掲げる業務を委託したことを告示するとともに、広報紙等で公表するものとする。

(申請内容の変更)

第7条 取扱店は、第5条に規定により提出した申請書の内容に変更があったときは、速やかに東浦町指定ごみ袋取扱店変更届(様式第5)により、町長に届け出るものとする。

(指定ごみ袋の取扱い)

第8条 取扱店は、一般の需要を満たすのに足りる数量の指定ごみ袋を常備し、適正に在庫を管理するものとする。

2 取扱店は、指定ごみ袋を景品、サービス品等として利用しないものとする。

3 取扱店は、指定ごみ袋の引渡しを受けたときは、数量その他の必要な事項を記載した発注書兼受領書を町に提出するものとする。

(調査等)

第9条 町長は、取扱店に対して、指定ごみ袋の取扱方法その他の事項に関し必要があると認めたときは、調査を行うとともに改善を指示し、又は報告を求めることができる。

(取扱店の指定の解除等)

第10条 取扱店は、取扱店の指定の解除を求めるときは、解除しようとする日の1月前までに東浦町指定ごみ袋取扱店解除届(様式第6)を町長に提出するものとする。

2 町長は、取扱店が次の各号のいずれかに該当する場合は、東浦町指定ごみ袋取扱店指定取消通知書(様式第7)により、当該取扱店の指定を取り消すことができる。

(1) 第4条の条件を満たさなくなった場合

(2) この要綱の規定に違反し、取扱店として指定を続けることが不適切と町長が認めた場合

(3) その他取扱店として不適切と町長が認めた場合

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が定める。

附 則

この要綱は、平成30年8月16日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

様式第1（第5条関係）

年 月 日

東 浦 町 長

申 請 者
住 所
事業所名
代表者名

東浦町指定ごみ袋取扱店指定申請書

東浦町指定ごみ袋取扱店の指定を受けたいので、東浦町指定ごみ袋取扱店に関する要綱第5条の規定により、次のとおり申請します。

| | |
|-------|----------------|
| 店 舗 名 | |
| 業 種 | |
| 所 在 地 | 〒 ー 電 話 |
| 取扱責任者 | |

- 1 申請書に記載された個人情報については、指定ごみ袋の取扱業務に関する連絡、取引金融機関への連絡等に使用することに同意します。また、申請書の記載内容に基づき指定ごみ袋の取扱店であることを町広報紙等で公表することに同意します。
- 2 取扱店としての業務にあたるため、要綱第6条第2項の規定により、指定ごみ袋取扱業務委託契約を町長と締結します。
- 3 取扱店としての要件を欠いた場合及び不正等があった場合には、指定を取り消されても異議のないものとします。

様式第2（第5条関係）

誓 約 書

私は、下記の事項について誓約します。

なお、町が必要な場合には、警察に照会することについて承諾します。

記

- 1 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当する者ではありません。
 - (1) 暴力団（東浦町暴力団排除条例（平成23年東浦町条例第16号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（東浦町暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 暴力団員が役員となっている事業者
 - (4) 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者
 - (5) 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者
 - (6) 暴力団又は暴力団員（以下「暴力団等」という。）に経済上の利益や便宜を供与している者
 - (7) 役員等が暴力団等と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者
 - (8) 暴力団等であることを知りながらこれらを利用している者

- 2 1の(1)及び(2)に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

年 月 日

東浦町長

〔法人、団体にあつては事務所所在地〕

住 所

〔法人、団体にあつては法人・団体名、代表者名〕

(ふりがな)

氏 名

様式第3（第6条関係）

年 月 日

様

東浦町長

印

東浦町指定ごみ袋取扱店指定通知書

東浦町指定ごみ袋取扱店に関する要綱第6条第1項の規定により、次の店舗を東浦町指定ごみ袋取扱店に指定します。

| | |
|-----------|--|
| 指 定 番 号 | |
| 店 舗 名 | |
| 所 在 地 | |
| 取 扱 責 任 者 | |

様式第4（第6条関係）

年 月 日

様

東浦町長

印

東浦町指定ごみ袋取扱店不指定通知書

東浦町指定ごみ袋取扱店に関する要綱第6条第1項の規定により、次の店舗について指定しないと決定しましたので通知します。

| | |
|-------|--|
| 店 舗 名 | |
| 所 在 地 | |
| 取扱責任者 | |
| 理 由 | |

様式第6（第10条関係）

年 月 日

東 浦 町 長

申 請 者
住 所
事業所名
代表者名

東浦町指定ごみ袋取扱店指定解除届

東浦町指定ごみ袋取扱店の指定を解除したいので、東浦町指定ごみ袋取扱店に関する要綱第10条の規定により届出します。

| | |
|-----------|--|
| 指 定 番 号 | |
| 店 舗 名 | |
| 所 在 地 | |
| 取 扱 責 任 者 | |
| 届 出 理 由 | |

様式第7（第10条関係）

年 月 日

様

東浦町長

印

東浦町指定ごみ袋取扱店指定取消通知書

年 月 日付け第 号で決定した東浦町指定ごみ袋取扱店の指定について次の通り取り消します。

| | |
|---------|--|
| 指 定 番 号 | |
| 店 舗 名 | |
| 所 在 地 | |
| 代 表 者 名 | |
| 取 消 理 由 | |
| 備 考 | |